

Title	ディスポジションとしての実践理性
Sub Title	Practical reason as a disposition
Author	成田, 和信(Narita, Kazunobu)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 No.17 (2002. 5) ,p.37- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20020531-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ディスポジションとしての実践理性

成 田 和 信

我々は思慮 deliberation に基づいて一定の行為へと動機付けられることがある。⁽¹⁾ このような動機付けが生ずるには、二種類の合理的能力が必要だと私は考える。まず、思慮を行う deliberate 合理的能力が必要となる。この合理的能力は（信念 belief を生み出すから）理論的 theoretical である。だから私は、これを「理論理性 theoretical reason」と呼ぶ。次に、動機 motive を生み出す合理的能力も必要となる。この合理的能力は（動機を生み出すから）実践的 practical である。だから私は、これを「実践理性 practical reason」と呼ぶ。⁽²⁾

本稿では実践理性を扱う。今述べたように、実践理性は、思慮に基づく動機付けにおいて、動機を生み出す働きをする。⁽³⁾ たとえば私が、次のような思慮に基づいて歯医者に行くように動機付けられたとしよう。

【思慮 1】⁽⁴⁾

- (1) 私が虫歯を治すことは望ましい。
- (2) 虫歯を治すためには歯医者に行く必要がある。
- (3) したがって、私は歯医者に行くべきだ。

思慮 1 の遂行は理論理性の働きによる。だが、理論理性だけしか働かなかったとすれば、そして、思慮 1 に基づく動機付け以外に私を歯医者に向かわせるものがないとすれば、私は歯医者に行く気にならなかったであろ

う。歯医者に行く気になったのは、私が実践理性をもっていて、それがうまく機能したからである。

さて、このような機能をもつ実践理性の存在論的身分は何なのであろうか。私は冒頭で、実践理性は合理的能力であると述べたが、その能力の存在論的身分をさらに明確にするとすれば、それは一種のディスポジションであるとする。本稿の目的は、この私の考えを紹介し、それを擁護することにある。その準備として、第1節では「思慮」、「動機」、「動機付ける」という概念を、第2節では「ディスポジション」という概念を簡単に説明する。その後、第3節から第6節にかけて、実践理性はディスポジションであるという私の考えを擁護する。擁護とは言っても、実践理性はディスポジション以外のものではないことを示すのではなく、実践理性がディスポジションであっても構わないこと、もっと詳しく言えば、実践理性がディスポジションであっても、実践理性が備えていなければならない基本的特徴を失わないことを示すにとどまる。

1

序で述べたように、実践理性（正確に言えば私が「実践理性」と呼ぶものは）、思慮に基づく動機付けにおいて動機を生み出すという機能をもつ。この節では、この機能を理解する上で重要となる「思慮」、「動機」ならびに「動機付ける」という概念を説明しておきたい。⁽⁵⁾

思慮とは、いくつかの信念に基づいて新たな信念を獲得するまでの思考活動である。だから、思慮はいくつかの信念から構成されている。思慮を構成する信念の命題内容 propositional content を集めると、ひとつの論証 argument になる。論証とは、いくつかの命題によって構成されており、それらの命題は、前提である命題から結論となる命題がなんらかの論理に従って導出される、という関係を結んでいる。序で挙げた思慮1を見てみよう。私はある事柄（虫歯を治すこと）を目的として定め、それを達成す

るための手段（歯医者に行くこと）を考え、そのけっか、ある行為（歯医者に行くこと）を行うべきだと判断している。この思慮は、命題（１）「私が虫歯を治すことは望ましい」、命題（２）「虫歯を治すためには歯医者に行く必要がある」、命題（３）「私は歯医者に行くべきだ」をそれぞれ内容としてもつ信念によって構成されている。命題（n）を内容としてもつ信念を「信念（n）」と表記して言い換えれば、この思慮は、信念（１）、信念（２）、信念（３）から構成されている。そして、それらの信念の内容、すなわち、命題（１）、（２）、（３）は道具的合理性の原理 principle of instrumental rationality⁽⁶⁾によって結び付けられて、ひとつの論証を形成している。そして、その論証がこの思慮全体の内容となっている。

思慮とは以上のような思考活動であるが、実践理性が働く際になされる思慮について少し詳しく説明しておこう。実践理性が働く際になされる思慮は、規範的思慮 normative deliberation に限られる。規範的思慮とは、規範的論証 normative argument、すなわち、正しいか、良いか、行うべきかに関する論証を内容としてもつ思慮である。⁽⁷⁾ 思慮１の内容となる論証、すなわち論証（１）～（３）は「私は歯医者に行くべきだ」という結論を導き出しているので規範的論証である。だから、思慮１は規範的思慮である。

さらに、実践理性が働く際になされる規範的思慮は、なんらかの実践的合理性の原理 principle of practical rationality に従ってなされていない。思慮１は、道具的合理性の原理に従ってなされている。道具的合理性の原理とは実践的合理性の原理のひとつであり、⁽⁸⁾ 「ある人がある事柄 E を目的としているならば、そして、行為 A が E の実現にどうしても必要な手段であるか、あるいは、E の実現に（どうしても必要だというわけではないが）役立つ手段であれば、その人は A を行うべきである」といった内容をもつ。この原理で問題となっている「べき」は、「合理的である」という言葉で置き換えることができる。そして、その合理性は「道具的合理性 instrumental rationality」と呼ばれている。道具的合理

性の原理は文字どおり、この道具的合理性を表す原理である。実践理性が働く際になされる思慮は、道具的合理性の原理のような実践的合理性の原理に従ってなされていなければならない。

思慮がなんらかの実践的合理性の原理に従ってなされているということは、その思慮の内容である論証もその原理によって導かれていることを意味する。だから、たとえば思慮1の内容、すなわち、論証(1)～(3)は、道具的合理性の原理によって導かれている。

以上のように、実践理性が働く際になされる規範的思慮は、なんらかの実践的合理性の原理に従ってなされ、したがって、その内容となる論証もその原理によって導かれていなければならない。

前述のように、規範的思慮は実践理性の働きによってなされるのではない。規範的思慮はあくまで理論理性の働きによってなされる。思慮は思考活動であるから、それを行うのは理論理性である。一方、実践理性はあくまで「動機付ける」という実践的な機能を果たすのである。そこで次に、「動機」ならびに「動機付ける」という概念を説明しておこう。

私は「動機」を「欲求 desire」と同じものとして理解している。あるいは、少なくとも本稿では「動機」という言葉をそのような意味で使う。⁽⁹⁾ここで言う「欲求」とは、命題を対象とし(だから命題内容をもち)、「その命題に一致するように世界が変わるべきだ」という思いを内に伴う心的状態である。たとえば、「水を飲みたい」という私の欲求は、「私が水を飲む」という命題を対象とし、「その命題に一致するように世界が変わるべきだ」という思い、つまり、「私が水を飲むことが実現されるべきだ」という思いを内に伴う。「その命題に一致するように世界が変わるべきだ」という思いの中の「べき」は、道徳的な「べき」でもブルーデンスの「べき」でも、あるいは、法律上の「べき」でもない。そのような特定の観点や制度などからの要請を表す「べき」ではなく、単に命題内容と世界との「適合の方向 direction of fit」⁽¹⁰⁾を表す(きわめて原初的な)「べき」である。

この意味での欲求は、枯渇感や欠乏感のような特定の感覚を必ず伴うわけではない。自分の子供を医者にしたいという思いや、世界が平和であってほしいという願いは、ふつう特定の感覚を伴わないが、この意味での欲求とみなされる。あるいは、思慮に基づいて生まれる欲求も、⁽¹¹⁾ たとえば、車にガソリンを入れるためにはガソリンスタンドに行けばよいと考えたすえにガソリンスタンドに向かって走りだそうとするときの思いといったものも、ふつう特定の感覚を伴わないが、この意味での欲求とみなされる。

「動機付ける」とは「(以上の意味での) 欲求をもたせる」ことである。だから、「ある人 P をある行為 A へと動機付ける」という文は「P に A への欲求をもたせる」ということを意味する。また、このことから明らかのように、人が A へと動機付けられているからといって、その人が A の遂行を意図したり決意したり、また、A を実際に行ったりするとはかぎらない。A への動機付けは、A を行おうという意図や決意に至らなくとも、あるいは、A の実行に至らなくとも、A への欲求をもちさえすれば完了するのである。

2

この節では、次節からの議論で重要となる「ディスポジション」という概念を簡単に説明しよう。ディスポジションとは、「もし一定の状況に置かれれば、一定の振舞いをする」という形式の条件文によって表される性質である。たとえば、水溶性はディスポジションであるが、それは「真水の中に入れば溶ける」という文で表される。また、臆病な性格もディスポジションであるが、それは「危険な状況に置かれれば、すぐに逃げ出す」という文で表される。だから、あるもの X が特定のディスポジションをもっているときには、そのディスポジションを表す条件文で言われていることが X についてあてはまる (Ryle 1949: 43)。たとえば、塩は水

溶性というディスポジションをもっているから、塩について「真水の中に入れば溶ける」ということがあてはまる。また、私は臆病というディスポジションをもっているから、私について「危険な状況に置かれれば、すぐに逃げ出す」ということがあてはまる。

このようにディスポジションは、条件文によって表される性質であるが、ひとつの条件文だけで表されるディスポジションはほとんどない。たいていのディスポジションは多数（あるいは無数）の条件文の集合によって表される。たとえば臆病な性格は、「危険な状況に置かれれば、すぐに逃げ出す」という文だけでなく、「怖い話を聞かせれば、すぐに耳をふさぐ」、「危険な場所に連れて行こうとすれば、ひどく嫌がる」、「人が困っているのを見ても、助けることが危険を伴えば、助けようとししない」、……などといった文の集合によって表される（Ryle 1949: 43-44）。このように、それぞれのディスポジションは、多数（あるいは無数）の条件文の集合によって表される。だが、それらの条件文の内容はバラバラなわけではなく、それらに共通するパターンがある。だからこそ、様々なディスポジションを識別できるのである。しかし、そのパターンを言葉で規定することがひどく困難なディスポジションもある。臆病な性格というディスポジションなどはそのひとつかもしれない。

また、ディスポジションを表す「もし一定の状況に置かれれば、一定の振舞いをする」という条件文の後件で言及されている「振舞い」はかなり広い意味をもつ（とここでは理解する）。まず、物理的な変化（ないしは無変化）や運動（ないしは静止）も「振舞い」である。たとえば、物が砕けたり、伸びたり、溶けたり、固まったり、熱くなったり、冷たくなったり、あるいは、動いたり、震えたり、曲がったりすることはすべて「振舞い」である。また、身体の運動（ないしは静止）や行為も「振舞い」である。だから、頭が揺れたり、手が上がったり、笑ったり、走ったり、声を出したり、膝を曲げたりすることはすべて「振舞い」となる。さらに、心的な変化（ないしは無変化）も「振舞い」とみなす。⁽¹²⁾ たとえば、怒っ

たり、悲しんだり、考えたり、信じたり、欲したり、動機付けられたり、決意したりすることはすべて「振舞い」である。ディスポジションを表す「振舞い」は、このように物理的な領域ばかりでなく心的な領域にも及ぶ広い意味での振舞いである。

以上のように、ディスポジションとは、「もし一定の状況に置かれれば、一定の（物理的ないしは心的な）振舞いをする」という形式をもつ多数（あるいは無数）の条件文の集合によって表される性質である。

3

実践理性は一種のディスポジションであると私は考える。私が実践理性として念頭においているディスポジションは、「実践的合理性の原理に従った規範的思慮によって、ある行為を『行うべきだ』と判断すれば、その行為へと動機付けられる」という条件文で表されるディスポジションである。この条件文の中の「規範的思慮」に「実践的合理性の原理に従った」という条件を付けたのは、第1節で述べたように、実践理性が働く際になされる規範的思慮は、実践的合理性の原理に従った思慮だからである。このことは、第6節の議論で重要になる。さて、このディスポジションを便宜上（practical reason の頭文字 PR をとって）「ディスポジション PR」と名付けよう。また、「実践的合理性の原理に従った規範的思慮」は便宜上「規範的思慮」と省略して表記することにする。だから今後、「規範的思慮」と言うときには、断りのないかぎり、「実践的合理性の原理に従った規範的思慮」を意味する。

実践理性はディスポジション PR であると私は考える。だが私は今のところ、実践理性がディスポジション PR 以外のものである可能性を否定する論拠を示すことはできない。だから、この考えを積極的に擁護することはできない。私にできることは、実践理性がディスポジション PR であるとしても、実践理性が備えていなければならない（以下の）基本的特徴を

失わないことを示すにとどまる。そして、そうすることで、私の考えを（消極的に）擁護することが本稿での作業となる。実践理性は少くとも次の三つの特徴を備えていなければならない。

- （１）実践理性は動機を生み出す。
- （２）実践理性が生み出す動機は、他でもなく、規範的思慮によって「行
うべきだ」と判断された行為への動機である。
- （３）実践理性は合理的である。

特徴（１）は、繰り返し強調したように、実践理性の本質的な機能である。第４節では、実践理性がディスポジション PR であるとしても、この機能を失わないことを示す。第５節では、実践理性がディスポジション PR であるとしても、特徴（２）を失わないことを確認する。そして、第６節では、実践理性がディスポジション PR であるとしても、特徴（３）を失わないこと、すなわち、合理性を確保できることを示す。

4

実践理性は動機を生み出す。だからこそ「実践的」なのである。したがって、動機を生み出すという働きは、実践理性の本質的な機能である。この節では、実践理性がディスポジション PR であるとしても、この機能を失わないことを示したい。

ディスポジションの存在論的身分に関して二つの考え方がある。ひとつは、ギルバート・ライルなどによって採られた考え方である。この考え方は「現象説 Phenomenalist Account」と呼ばれている（Armstrong 1968：86；Kim and Sosa 1995：122）。現象説によれば、あるもの X が特定のディスポジションをもつということは、そのディスポジションを表す条件文（で言われている現象）が X にあてはまるということではない

(Ryle 1949 : 43)。だから、X が特定のディスポジションをもっていて、そのディスポジションを表す条件文がX にあてはまるとしても、その原因となる（物理的ないしは心的な）性質や状態が存在しなくともよい。⁽¹³⁾たとえば、塩は水溶性というディスポジションをもつが、現象説によれば、それは「真水の中に入れば溶ける」という条件文が塩にあてはまる（つまり、塩は真水の中に入れば溶ける）ということではかない。塩が真水に溶けるという現象の原因となる物理的な性質や状態が存在する必要もないし、そのような性質や状態を塩が備えている必要もない。あるいは、私が臆病であることは、現象説によれば、私が一定の状況で一定の振舞いをするを意味するだけである。そのような振舞いの原因となる物理的ないしは心的な性質や状態が存在する必要もないし、そのような性質や状態を私が備えている必要もない。

もうひとつは、D. M. アームストロングなどによって採られた考え方である。この考え方は「実在説 Realist Account」と呼ばれている (Armstrong 1968 : 86 ; Kim and Sosa 1995 : 122)。実在説によれば、X が特定のディスポジションをもっていて、そのディスポジションを表す条件文がX にあてはまるときには、その原因となる性質や状態が存在しなければならないし、それらの性質や状態をX が備えていなければならない。そして、そのディスポジションとは、それらの性質や状態のことなのである (Armstrong 1968 : 85-88)。たとえば、「真水の中に入れば溶ける」という条件文が塩にあてはまるのは、実在説によれば、真水に溶けるという現象の原因となる物理的な性質が存在し、それを塩が備えているからである。そして、水溶性とはその性質のことなのである。また、臆病な性格を表す条件文が私にあてはまるのは、実在説によれば、その原因となる心的ないしは物理的な状態が存在し、それを私が備えているからである。そして、臆病な性格とはその状態のことなのである。

さて、ディスポジション PR を実在説の言う意味でのディスポジションと捉えると、それは動機を生み出すという機能をもつことになる。繰り返

しになるが、實在説によれば、Xが特定のディスポジションをもつということは、そのディスポジションを表す条件文で言われていることの原因となる性質や状態を、Xが備えていることを意味する。そして、ディスポジションとはその性質や状態のことなのである。したがって、實在説にしたがえば、ディスポジション自体が、ディスポジションを表す条件文で言われていることの原因となる。たとえば、水溶性というディスポジションは、「真水の中に入れば溶ける」ことの原因となる。また、臆病な性格は、「危険な状況に置かれれば、すぐに逃げ出す」ことの原因となる。そこで、ディスポジションPRを實在説の言う意味でのディスポジションであるとしてみよう。すると、ディスポジションPRは、「規範的思慮によって、ある行為を『行うべきだ』と判断すれば、その行為へと動機付けられる」ことの原因となる。たとえば、私がディスポジションPRをもっているとしよう。すると私は、規範的思慮によって、ある行為Aを「行うべきだ」と判断すれば、Aへと動機付けられることになる。もしディスポジションPRが實在説の言う意味でのディスポジションであるとすれば、ディスポジションPRという（心的ないしは物理的）状態が存在し、その状態が、この動機付けの原因、すなわち、規範的思慮によって「行うべきだ」と判断された行為へと私が動機付けられることの原因となるのである。

このように、ディスポジションPRを實在説の言う意味でのディスポジションと捉えると、そのディスポジションは、「規範的思慮によって、ある行為を『行うべきだ』と判断すれば、その行為へと動機付けられる」ことの原因となる。そして、この意味で、ディスポジションPRは、規範的思慮に基づく動機付けにおいて、動機が生ずることに因果的に寄与することになる。言い換えれば、ディスポジションPRは、その動機をある意味で「生み出す」働きをすることになる。したがって、ディスポジションPRを實在説の言う意味でのディスポジションと捉えると、実践理性がディスポジションPRであるとしても、動機を生み出すという実践的機能

は失われない。

5

この節では、実践理性がディスポジション PR であるとしても、それが生み出す動機は、他でもなく、規範的思慮によって「行すべきだ」と判断された行為への動機であることを示そう。

まず、実践理性が生み出す動機は、規範的思慮によって「行すべきだ」と判断された行為への動機である、という事実を確認しておきたい。実践理性がその機能を発揮するのは、あくまで規範的思慮に基づく動機付けにおいてである。ところで、動機付けが「規範的思慮に基づく」と言えるためには、少なくとも、そこで生ずる動機は、その規範的思慮によって「行すべきだ」と判断された行為への動機でなければならない。たとえば、序で挙げた思慮1を見てみると、そこでは、「私は歯医者に行くべきだ」と判断されている。だから、この思慮を行いながら、蕎麦屋に行く気になったら、この思慮に基づいて動機付けられているとは言えない。そう言えるためには、歯医者に行く気にならなければならない。

さて、このこと（すなわち、動機付けが規範的思慮に基づくと言えるためには、そこで生じる動機は、その思慮によって「行すべきだ」と判断された行為への動機でなければならないこと）に加えて、実践理性が働くのは規範的思慮に基づく動機付けにおいてだけであることを考えあわせると、実践理性が生み出す動機は規範的思慮によって「行すべきだ」と判断された行為への動機であることがわかる。だから、たとえば、思慮1を行ったけっか蕎麦屋に行きなくなったら、実践理性は機能していないことになる。

以上示した実践理性の特徴、すなわち、実践理性が生み出す動機は規範的思慮によって「行すべきだ」と判断された行為への動機であるという特徴は、実践理性がディスポジション PR であっても失われることはない。

というのは、ディスポジション PR においては、規範的思慮の結論と振舞いが「連動的 differential」だからである。

たとえば、「規範的思慮によって『……すべきだ』という判断に達すれば、緊張する」という条件文で表されるディスポジションを考えてみよう。このディスポジションをもっている人は、規範的思慮によってどんな行為が要請されようとも、緊張してしまう。つまり、このディスポジションにおいては、振舞い（緊張）が規範的思慮の結論に連動して変化しない。ところが、ディスポジション PR を表す条件文、すなわち、「規範的思慮によって、ある行為を『行うべきだ』と判断すれば、その行為へと動機付けられる」という条件文からわかるように、ディスポジション PR をもっているときには、振舞い（動機付け）は規範的思慮の結論に連動して変化する。すなわち、規範的思慮のけっか「歯医者に行くべきだ」という判断に達すれば、歯医者に行くように動機付けられるし、「蕎麦屋に行くべきだ」という判断に達すれば、蕎麦屋に行くように動機付けられる。あるいは、「テレビを観るべきだ」という判断に達すれば、テレビを観るように動機付けられる。一般化して言えば、ディスポジション PR をもっているときには、規範的思慮のけっか「A を行うべきだ」という判断に達すれば、A を行うように動機付けられるのである。このように、ディスポジション PR をもっているときには、規範的思慮の結論と動機付けは連動的なのである。⁽¹⁴⁾

以上のように、ディスポジション PR においては規範的思慮の結論と振舞い（動機付け）が連動的である。したがって、実践理性がディスポジション PR であるとしても、実践理性が生み出す動機は規範的思慮によって「行うべきだ」と判断された行為への動機であるという特徴は失われない。

もちろん、実践理性をもっているからといって、規範的思慮によって「行うべきだ」と判断された行為への動機が常に生ずるとはかぎらない。実践理性をもっている、それがうまく機能しなければ、規範的思慮に

よってある行為が要請されても、その行為へと動機付けられないことがある。⁽¹⁵⁾ このような実践理性の機能不全も、実践理性がディスポジション PR であるとすれば、ディスポジション PR の発現が妨げられた状態として理解できる。ディスポジションは、何らかの要因によって発現しなくなることがある。私は臆病だが、酒に酔うと気が大きくなって、危険を顧みずに行動することがある。この場合には、酒の酔いによって、私の臆病というディスポジションが発現しなくなるのである。これと同じように、ディスポジション PR も何らかの要因によって発現しなくなることがある。たとえば、極度の鬱状態に陥っていると、思慮のけっか「A を行うべきだ」という結論に達しても、A を行おうという気にはどうしてもなれないことがある。あるいは、ドラッグなどで錯乱している場合には、思慮のけっか「A を行うべきだ」という結論に達しても、A とは異なることを行いたくなるということがあるかもしれない。このような場合には、鬱状態や錯乱がディスポジション PR の発現を妨げていると考えることができる。ディスポジション PR をもっていても、ディスポジション PR の発現が妨げられたときには、規範的思慮による判断と動機付けが連動しなくなることがある。⁽¹⁶⁾ だから、実践理性がディスポジション PR であれば、実践理性の機能不全を、ディスポジション PR の発現が妨げられた状態として理解することができる。

以上のように、実践理性がディスポジション PR であるとしても、実践理性が生み出す動機は規範的思慮によって「行うべきだ」と判断された行為への動機であるという特徴は失われないし、さらに、実践理性の機能不全が原因でそのような動機が生み出されなくなるという事態も説明できる。

6

実践理性は合理的な能力である。だからこそ、それは「理性」と呼ぶにふさわしい。したがって、実践理性がディスポジション PR であるとすれ

ば、ディスポジション PR は合理的でなければならない。だが、どのような意味でディスポジション PR は合理的であると言えるのであろうか。この節では、この問題を考えることによって、実践理性がディスポジション PR であるとしても、合理的であるという特徴を失わないことを示したい。

第3節で示したディスポジション PR の規定からわかるように、ディスポジション PR で問題となる判断は、規範的思慮を行ったけっか得られる。「『A を行うべきだ』という信念をもてば、A へと動機付けられる」という条件文で表されるディスポジションを考えてみよう。そして、このディスポジションを（「すべき should」の頭文字 S をとって）「ディスポジション S」と名付けよう。ディスポジション S をもっているだけでは、ディスポジション PR をもっているとは言えない。たとえば、催眠術や脳への電氣的刺激を使って「A を行うべきだ」という信念を生み出すことができるでしょう。このような操作を受けた人は、わけもなく突然に「A を行うべきだ」という信念をもつであろう。そして、その人がディスポジション S をもっていれば、A へと動機付けられるであろう。しかし、この動機付けはディスポジション PR による動機付けではない。というのは、「A を行うべきだ」という信念が規範的思慮によって獲得されていないからである。

このように、ディスポジション PR で問題となる判断は、規範的思慮を行ったけっか得られる。そこでさらに、「規範的思慮を行う」とはどういうことか考えてみよう。（本当の意味で）規範的思慮を行っていると言えるためには、規範的思慮で思慮されていること、すなわち規範的思慮の内容を理解していなければならない。ところで、第1節で述べたように、実践理性が働く際になされる規範的思慮は、実践的合理性の原理に従っている。このことは、その思慮の内容となる論証もその原理によって導かれていることを意味する。だから、規範的思慮の内容を理解するためには、少なくとも、(a) 思慮の内容である論証が特定の実践的合理性の原理に導か

れていることを理解し、(b) その原理の意味を把握し、さらに、(c) 論証がその原理に導かれているからこそ「行すべきだ」と結論された行為は「合理的」である、ということを了解している必要がある。たとえば、本稿の冒頭で挙げた思慮 1 を例にとれば、その思慮の内容を理解していると言えるためには、少なくとも、(a') その思慮の内容である論証 (1) ~ (3) が道具的合理性の原理に導かれていることを理解し、(b') 道具的合理性の原理の意味を把握し、さらに、(c') 論証 (1) ~ (3) は道具的合理性の原理に導かれているからこそ、その論証で結論された行為、すなわち、私が歯医者に行くという行為は (道具的な意味で) 「合理的」である、ということを了解している必要がある。このように、少なくとも (a), (b), (c) で言われている理解が伴わなければ、(本当の意味で) 規範的思慮を行っていると言えない。⁽¹⁷⁾

さて、二つ前の段落で述べたように、ディスポジション PR で問題となる判断は、規範的思慮を行った後で得られる判断である。そして、今述べたように、規範的思慮を行っていると言えるためには、(a), (b), (c) で言われている理解が伴わなければならない。したがって、ディスポジション PR で問題となる判断は、(a), (b), (c) で言われている理解を伴っている。あるいは、ディスポジション PR で問題となるのは、(a), (b), (c) で言われている理解そのもののなのである。だから、ディスポジション PR は、「ある行為に関する規範的思慮において、(a), (b), (c) で言われている理解がなされれば、その行為へと動機付けられる」という条件文で表されるディスポジションであると言うこともできる。たとえば、偏執的精神障害のために、朝刊の社会面に都市の名前を見つけると、それに言わば反射的に反応して、わけもなくその都市に行きたくなる (たとえば、朝刊の社会面に「横浜」という名前を見つけると横浜に行きたくなり、「仙台」という名前を見つけると仙台に行きたくなる) 人と同じように、「A を行すべきだ」という思いが浮かぶと、それに言わば反射的に反応して、わけもなく A を行いたくなる人がいるとしよう。⁽¹⁸⁾ この人は

ディスポジション S をもっている。さてこの人が、規範的思慮によって「A を行うべきだ」という判断に達し、そのときにディスポジション S が働いて、その判断に言わば反射的に反応して、A を行いたくなったとしよう。この動機付けは、ディスポジション PR による動機付けとは異なる。というのは、この動機付けには (a), (b), (c) で言われている理解が関与していないからである。

このように、ディスポジション PR によって動機が生まれるときには、(a), (b), (c) で言われている理解が関与していなければならないのである。そして、私はこの点にディスポジション PR の合理性を見出す。(a), (b), (c) で言われている理解は、実践的合理性に関する理解と言ってもよい。そして、ディスポジション PR においては、この実践的合理性に関する理解が動機付けに関与するのである。ここにディスポジション PR の合理的な側面が見られる。この意味で、ディスポジション PR は合理的なディスポジションであると言うことができる。したがって、実践理性がディスポジション PR であるとしても、合理性を失うことはない。

*

*

*

以上で私は、実践理性がディスポジション PR であるとしても、(1) 実践理性は動機を生み出す、(2) 実践理性が生み出す動機は規範的思慮によって「行うべきだ」と判断された行為への動機である、さらに、(3) 実践理性は合理的である、という3つの基本的特徴を失わないことを示し、それによって、実践理性の存在論的身分はディスポジション PR であるという主張の擁護を試みた。

本稿で述べたこと、とくに第4節で述べたことから分かるように、私は実践理性に対して(いささか古めかしい)アームストロング流の機能主義的解釈を与えている。だが私は、すべての心的な状態や作用を機能主義的に解釈することができると考えているわけではない。ただ、実践理性にか

ぎって言えば、アームストロング流の機能主義的解釈がうまくあてはまると思っているだけである。もちろん、この実践理性の解釈をきちんと擁護するには、実践理性に関するさらなる考察の他に、心の哲学に関する広い知見が必要となるが、それは今のところ私の能力を越えている。

文献

- Armstrong, D. M. 1968. *A Materialist Theory of The Mind*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Broome, John. 1997. "Reasons and Motivation." *The Aristotelian Society, Supplementary Volume* 77: 131-146.
- Humberstone, L. L. 1992. "Direction of Fit." *Mind* 101: 59-83.
- Kim Jaegwon and Ernest Sosa. 1995. *A Companion to Metaphysics*, Oxford: Blackwell.
- Nagel, Thomas. 1970. *The Possibility of Altruism*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Narita, Kazunobu. 1999. "A Defense of a Humean View of Motivation." Ph. D. Dissertation. University of Minnesota.
- Peacocke, Christopher. 1979. "Deviant Causal Chains." *Midwest Studies in Philosophy* 4: 123-155.
- Ryle, Gilbert. 1949. *The Concept of Mind*. Penguin Books.
- Smith, Michael. 1987. "The Humean Theory of Motivation." *Mind* 96: 36-61.
- Velleman, J. David. 1992. "The Guise of the Good." *Nous* 26: 3-26.
- 成田和信 1998「信念と欲求の区別」慶應義塾大学日吉紀要・人文科学 第13号.
- 成田和信 2000「道具的实践理性」慶應義塾大学日吉紀要・人文科学 第15号.
- 成田和信 2001「道具的实践理性の存在について」慶應義塾大学日吉紀要・人文科学 第16号.

注

- (1) 私は思慮に基づかない動機付けも存在すると考える。衝動的な動機付けはその一例である。たとえば私は、広い砂浜を目の前にすると訳もなく走り出したくなる衝動に駆られることがあるが、そのときには砂浜で走るべきかどうか思慮しているわけではない。
- (2) ここで述べているように、「実践理性」という言葉は英語の「practical rea-

son」を訳したものである。ただ、日本では「実践理性」と言うときカントの実践理性を連想する人が多く、実際に、私が最近書いた論文（成田 2000, 成田 2001）の表題に「実践理性」という言葉を用いたところ、それらの論文がカントの研究論文であると誤解した人が何人かいた。たしかに私が「実践理性」という概念で問題にしたいことは、カントが「実践理性」という概念で問題にしたいことと重なる部分がある。理性は認知的・理論的な働きをするだけでなく、人を行為へと動機付けるといふ実践的な働きもするとカントは考え、理性のこのような側面を「実践理性」と名付け、その解明を試みる。私も、動機を生み出す実践的な合理的能力が存在すると考えており、その正体を解明したいと思っている。本稿はその作業の一部である。このように理性の実践的機能を認める点で私はカントと同じ立場にたち、理性の実践的機能を認めないヒュームとは袂を分かち。だが私は、本稿で示すように、実践理性とは一種のディスポジションだと思っている。そして、第4節で示唆するように、そのディスポジションの存在根拠が物理的状态（たとえば脳の状態）などにある可能性を否定しない。だから、「実践理性」が「因果のメカニズム」に支配されている可能性も否定しない。この点で、私の立場はカントの立場と大きく異なる。

カントの実践理性との混同を避けるためには、私が解明を試みている能力を「実践理性」と呼ぶ代わりに「実践的な合理的能力」とか「合理的な実践能力」と呼んだ方がよいのかもしれない。だが、本稿が成田 2000 と成田 2001 の続編であり、そして、それらの論稿ではその能力を「実践理性」と呼んだので、便宜上ここでもそう呼ぶことにする。

実践理性の詳しい説明は成田 2000 で行った。また、ヒュームのように実践理性の存在を認めない論者もいる。これに対して私は、実践理性の存在の擁護を成田 2001 で試みた。

- (3) 本稿で使われる「実践理性が動機を生み出す」という表現、あるいは、これと類似する表現は、「実践理性がそれだけで動機を生み出す」ことを意味しているわけではない。それは、正確に言えば、「実践理性が動機の因果的要因のひとつとなる」ことを意味する。
- (4) この思慮は次のような形式をもっている。

- (1) P が E を達成することは望ましい。
- (2) 行為 A は E を達成する手段である。
- (3) したがって、P は A を行うべきだ。

(1) では目的が特定されている。人がある事柄を目的としているときには、その事柄はその人にとって「良い」、「望ましい」、「実現されるべき」といったプラスの価値をもつものとして見えている。(1) の「望ましい」という語は、思慮の遂行者が P による E の達成を目的としていることを表している。(2) ではその目的の手段となる行為が示されている。そして、(1) と (2) という前提から (3) が導き出されている。私はこのような形式の思慮を「道具的思慮 instrumental deliberation」と呼び、それに関するさらに詳しい説明を成田 2000 と成田 2001 で行った。

- (5) 「思慮」、「動機」、「動機付ける」という概念の説明は成田 2000 と成田 2001 でも行ったが、これらの概念は本稿の議論にとって重要なので、ここでも簡単に説明する。
- (6) 道具的合理性の原理については、二つ後の段落を参照。
- (7) ここで私が「規範的思慮」と名付けたものは「実践的思慮 practical deliberation」、また、「規範的論証」と名付けたものは「実践的論証 practical argument」と呼ばれることがある。しかし、これらの思慮や論証を「実践的」と呼ぶと混乱が生ずるおそれがある。「実践理性」の「実践」という語は「人を行為へと動機付ける」という意味で使われている。ところが、ここで問題となっている思慮や論証の特徴は、「行為の正しさ、当為性 oughtness、良さなどに関する」ということであって、「人を行為へと動機付ける」ということではない。この点を考慮して、これらの思慮や論証を「実践的」ではなく「規範的」と呼ぶことにする。

さらに、この「規範的」という言葉にも断りが必要となる。英語圏の倫理学では、「正しい」や「べき」という概念と「良い」や「望ましい」という概念を分けて、前者を行為の規範（義務）を表す概念、後者を事物や状態の価値を表す概念とみなす伝統がある。この伝統からすれば、ここで問題となっている思慮や論証は、正しさや当為性ばかりでなく、良さや望ましさをも対象とするので、「規範的ならびに価値的」と呼んだ方が適切なかもしれない。しかし、ここでは「価値的」という意味をも込めて単に「規範的」という語を使うことにする。

- (8) 道具的合理性の原理以外に実践的合理性の原理があるかということは論争的になっている。この点に関しては成田 2000 の第 1 節とその注ならびに成田 2001 の第 1 節とその注を参照。
- (9) 以下は、成田 1998 ならびに Narita 1999 : Chap. 1 で行った欲求の説明の要約である。

- (10) 「適合の方向」という概念に関しては、たとえば、Smith 1987, Humberstone 1992, Velleman 1992などを参照。また、この概念に関する私の解釈は成田 1998ならびに Narita 1999: Chap. 1で示した。
- (11) この欲求をトマス・ネイゲルは「動機付けられた欲求 motivated desire」と呼んでいる (Nagel 1970: Chap. 5)。私は以前に、この欲求は「……したい」という言葉よりも「……しよう」という言葉で表す方が適切であると述べたが (成田 2000: 注(1), 成田 2001: 3), それは誤りであると今では思っている。あることをしようという決意や意図は、そのことに対する欲求に由来し、その欲求をつねに伴っているかもしれないが、その欲求だけでは決意や意図にはならない。このことは、思慮に基づく欲求についても言える。思慮に基づいてあることへと動機付けられたとしても、「それをしよう」という決意や意図にまで至らないかもしれない。したがって、「……しよう」という言葉は思慮に基づく欲求 (すなわち動機付けられた欲求) を表す言葉として適切であるとは必ずしも言えない。かといって、「……したい」という言葉もしっかりこない。今のところ、思慮に基づく欲求を表す適切な日常語は見つからない。
- (12) ディスポジションを表す「振舞い」の中に心的な変化を含めるのは普通でないかもしれない。とくに行動主義の立場からディスポジションを語るときは心的な変化を含めない。だが、ここではこの異例な解釈をディスポジションに与える。
- (13) これは少し弱い言い方かもしれない。ライルなどは、とくに心的な概念については、一定の状況における身体的振舞いの集合に還元できると主張し、その背後に実体や内的状態が存在することを強く否定する。この立場からすれば、「存在しなくともよい」という表現よりは「存在しない」という表現の方が適切になる。
- (14) ここで述べた連動の関係というアイデアは、Peacocke 1979を参考にした。
- (15) 実践理性がうまく機能しなくとも、規範的思慮によって要請された行為への動機付けが、たまたま連想などを介して生まれる可能性はある。たとえば、規範的思慮によってある行為が要請されていると判断したときに、たまたま何かを連想し、その何かを思っているうちに、その要請された行為がしたくなるということがあるかもしれない。だが、このような場合には、仮に他の行為が規範的思慮によって要請されたとしても、その行為への動機が生まれるとはかぎらない。だから、規範的思慮の結論と動機付けが連動するような動機付けシステムによって動機付けられているわけではない。
- (16) これに関連して極端な話をする、ディスポジション PR をもちながら、規

規範的思慮による判断と動機付けがまったく連動しない生涯を送る人もありえる。たとえば、デイスポジション PR をもちながら、生涯を通じて鬱状態や錯乱状態におかれているために、それが発現する機会を一度ももたない人がいるかもしれない。そのような人は、規範的思慮によってある行為を「行うべきだ」と判断しても、それと連動して動機付けられることは一生に一度もないかもしれない。だが、その人がデイスポジション PR をもっているかぎり、その発現を妨げる要因がない生涯を仮におくることができたならば、その人の動機付けは規範的思慮による判断に連動することになる。

(17) ここでは、成田 2000：44-45 と成田 2001：6 で触れた「理解」をさらに明確にしようとした。

(18) この例は、Broome 1997：143-144 の議論を参考にして組み立てた。